

令和元（平成31）年度

行政評価報告書



令和元年10月



目 次

1 行政評価を行う背景 P 2

- (1) 厳しい財政状況 P 2
- (2) 市民ニーズの多様化と行政に対する関心の高まり P 2

2 行政評価とは P 2

3 効率的・効果的な行財政運営と総合計画の着実な推進 . . . P 2

- (1) 効率的・効果的な行財政運営 P 2
- (2) 実行計画の推進 P 2

4 大津市行政評価システムの概要 P 3

- (1) 施策評価を導入した行政評価システムの構築 P 3
- (2) 行政評価システムの特徴 P 3
- (3) 行政評価システムのねらい P 3
- (4) 評価体系 P 5
- (5) 行政評価の流れ P 6

5 施策評価 P 7

- (1) 施策評価の概要 P 7
- (2) 評価の進め方 P 7
- (3) 施策体系（第1期実行計画） P 8
- (4) 施策評価シートの見方 P10
- (5) 施策評価結果について P14

6 事務事業評価 P 56

- (1) 事務事業評価の目的 P56
- (2) 事務事業評価の実施概要 P56
- (3) 事務事業評価の実施結果 P60
- (4) 近年見直しを実施した主な事業 P63
- (5) 施策別事務事業評価結果 P63

1 行政評価を行う背景

(1) 厳しい財政状況

我が国の経済は、海外経済の減速の影響を受けるものの、景気の拡大基調が続くとみられ、国内需要も、消費税引き上げなどの影響を受けつつも、きわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、増加基調をたどると見込まれている。

本市を取り巻く行財政環境についても、歳入の見通しは流動的であり、歳出においては、子ども・子育て施策の更なる充実やごみ処理施設の改築更新をはじめ、中学校給食実施に向けた施設整備、高齢化の進展に伴う高齢者医療や介護制度の適切な推進、高度経済成長期に建設された公共施設の延命及び更新経費の増加など、財政需要はますます増大していくことが見込まれる。

こうした状況から、限られた財源を有効活用するため、施策・事務事業の選択と集中による、総合的かつ効率的、効果的で持続可能な行財政運営が求められている。

(2) 市民ニーズの多様化と行政に対する関心の高まり

市民・事業者・行政の三者協働によるまちづくりが進む中、行政の公平性と透明性を一層高めていく必要がある。また、多様化が進む行政需要や人口減少局面を見据えた対策などの様々な政策課題に対して、柔軟かつ迅速に対応していくことが求められる。

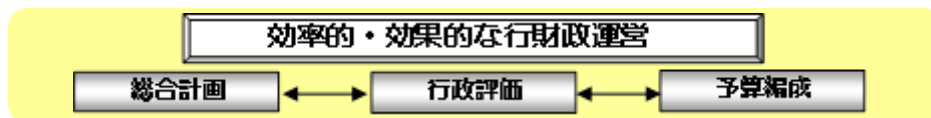
2 行政評価とは

行政が実施する事業の目的・目標を明確化し、実施により得られる成果を、数値指標などを用いて客観的に評価することで、現状を認識し、課題を発見するための仕組みである。

3 効率的・効果的な行財政運営と総合計画の着実な推進

(1) 効率的・効果的な行財政運営

行政評価においては、基本構想の将来都市像を実現するため、「総合計画」、「予算編成」及び「行政評価」の3つを関連づけ、効率的・効果的な行財政運営に努め、最適な事業の選択と資源の効果的な配分を目指している。



(2) 実行計画の推進

本市のまちづくりの指針である総合計画は、平成29年度から令和10年度までの12年間の計画である。

第1期実行計画の計画期間である平成29年度から令和2年度までの4年間は、総合計画のスタートと位置づけて、着実に施策・事業を推進していく。

●大津市総合計画の構成と計画期間



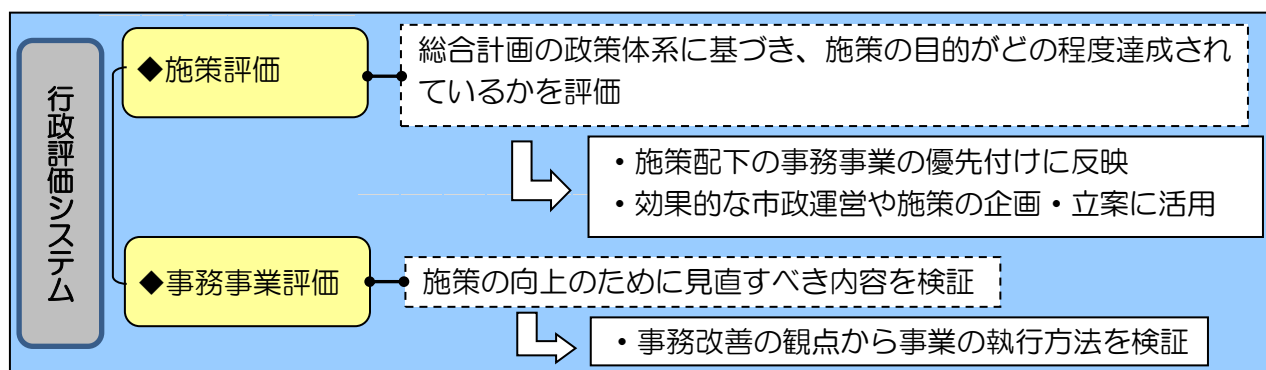
4 大津市行政評価システムの概要

(1) 施策評価を導入した行政評価システムの構築

大津市では、総合計画に掲げる「行財政改革の強化と持続可能な都市経営」の取り組みの一環として、また大津市行政改革大綱の目標である「徹底した行財政改革によるコンパクトで持続可能な都市経営の実践」への取り組みとして、従来から実施してきた事務事業評価に加え、平成22年度より施策評価を導入し、行政評価システムを構築してきた。

平成29年度からは、新総合計画の施行に伴い、施策評価の手法を見直し、施策評価と事務事業評価を一体的に実施することとした。

《行政評価システムの構成》



これらの評価結果は、市民に公表し、行政経営の可視化を目指す。

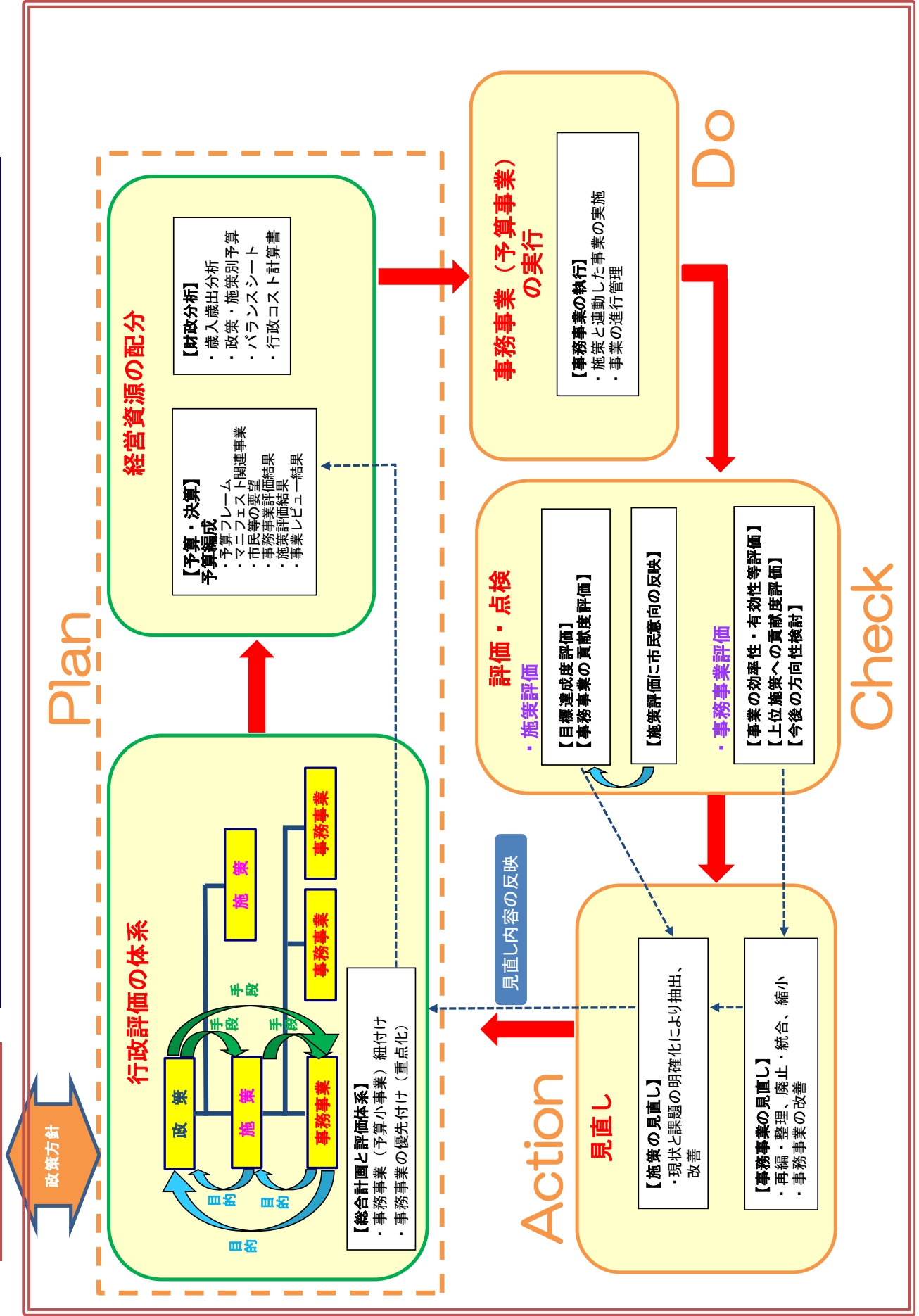
(2) 行政評価システムの特徴

- ◆ 総合計画の体系に沿った「施策評価」と「事務事業評価」の実施
- ◆ 施策ごとに成果指標及び数値目標を設定
- ◆ 共通事務処理システムによる評価データ作成と一括管理
- ◆ 「計画－行政評価－予算編成」という行財政運営工程の一連性の強化

(3) 行政評価システムのねらい

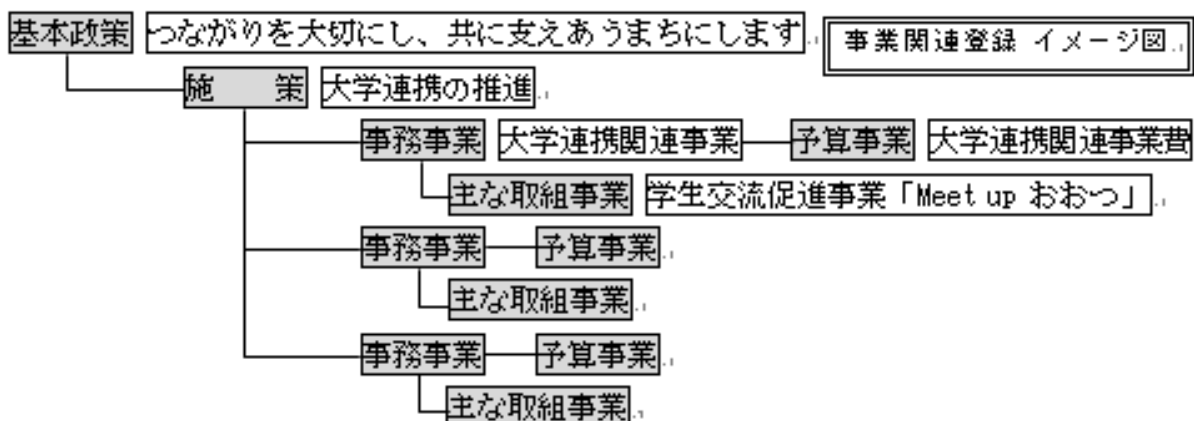
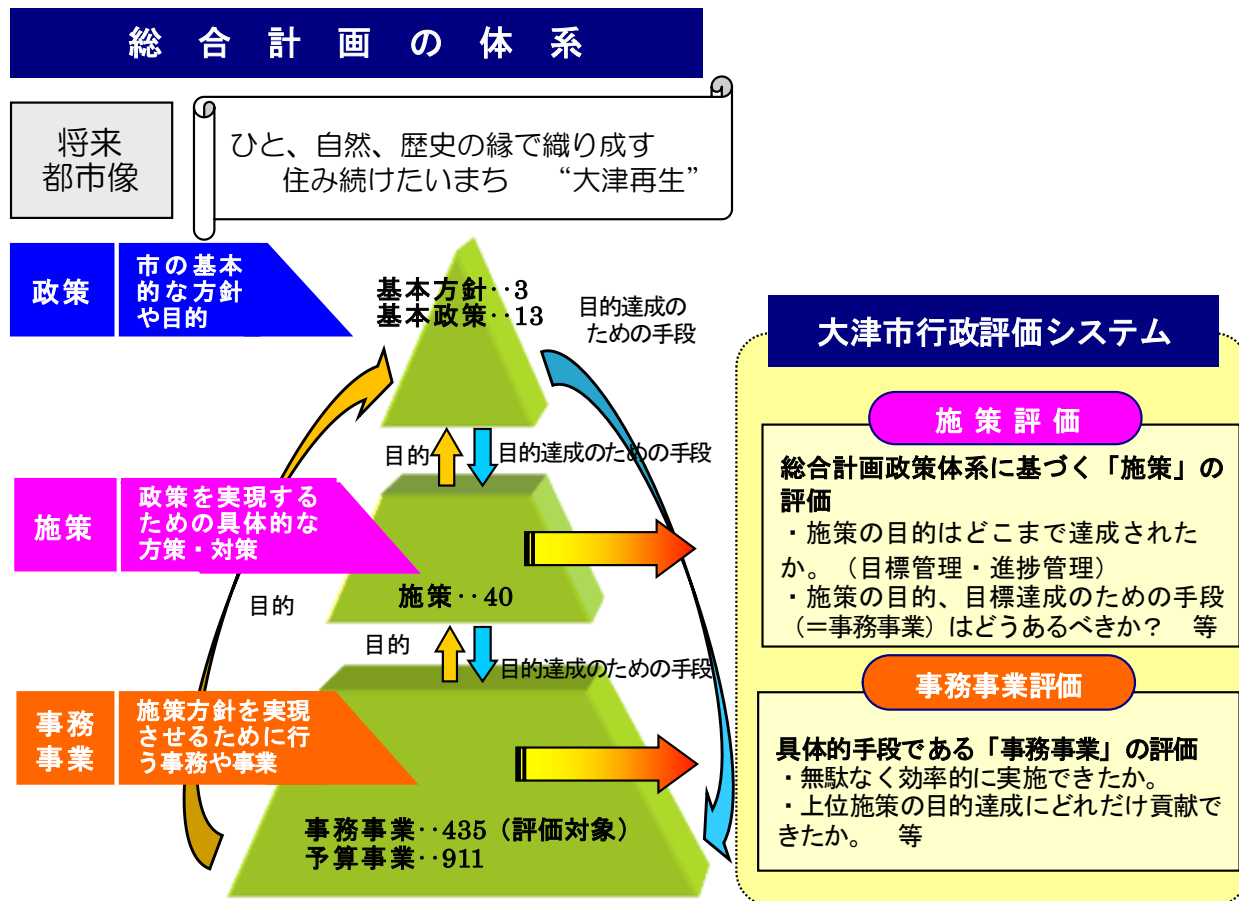
本市の行政評価制度は、予算や人員など行財政資源を配分するツールとして活用するだけでなく、「現場主体のマネジメントツール」としても活用している。本制度は、前総合計画第2期実行計画の策定を機に施策評価を導入し、本計画の進行管理を行うとともに、厳しい行財政環境の中で、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」といった「選択と集中」を行うために「本当にやるべきは何か」を明らかにし、それらを「どのように実施するか」を考えるためのツールとするために制度化するものである。

施策、事務事業の最前線で責任を負う者が、その責任において上位の目的に貢献するための具体的目標を定め、実施結果を分析し、検証結果を次に活かしていく中で、行政の質の改善、維持向上と徹底したコスト意識、成果重視の意識の定着化を図る。



(4) 評価体系

行政活動の体系は、総合計画において政策—施策—事務事業の階層により構成されているが、本市では、このうち市の将来像の具体的な方向性を示した「施策」を評価する「施策評価」と施策の目的を達成するための具体的な手段となる「事務事業」を評価する「事務事業評価」に取り組んでいる。



(5) 行政評価の流れ

施策評価や事務事業評価の点検結果を踏まえ、今後の取組方針を検証し、予算や企画立案に反映させ、行政活動の質的向上を図る。

また、評価の結果や過程を評価シートにまとめ公開することで、行政活動の可視化、市民への情報提供を図り、説明責任を果たす。

